

## ◆保育料・副食費免除基準額表

## 【保育料】

入所児童における教育・保育給付認定			保育料月額		3歳以上児	
			3歳未満児			
			標準時間	短時間		
1	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0円	
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0		
3		その他世帯	0	0		
4	所得割 合算額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円		
		その他世帯	13,000円	12,700円		
5	48,600円以上67,000円未満	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円		
		その他世帯	19,000円	18,600円		
6	市町村民税課税世帯	67,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	6,500円		6,350円
		77,101円以上114,000円未満	ひとり親世帯等	25,000円		24,500円
		67,000円以上114,000円未満	その他世帯	25,000円		24,500円
7	114,000円以上169,000円未満		31,000円	30,400円		
8	169,000円以上250,000円未満		37,000円	36,300円		
9	250,000円以上340,000円未満		43,000円	42,200円		
10	340,000円以上		49,000円	48,100円		

## 【副食費】

入所児童における教育・保育給付認定 保護者等の属する世帯の階層区分			1号認定	2号認定
1	生活保護世帯等		0円(免除)	0円(免除)
2	市町村民税課税世帯	所得割 合算額 57,700円未満の世帯	ひとり親世帯等	0円(免除)
		その他世帯	0円(免除)	
3	市町村民税課税世帯	77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	0円(免除)
			その他世帯	免除対象外
4	77,101円以上の世帯		免除対象外	免除対象外

上記の表に掲げるひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 母子及び父子並びに福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

(注1)保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金(住宅ローン)等特別控除や寄付金税額(ふるさと納税)控除等の税額控除をする前の税額です。

(注2)年度途中にお子さんが3歳(2号認定)となった場合でも、年度末までは3歳未満児の保育料となります。(副食費は不要です。)

◆ 保育料・副食費の軽減について

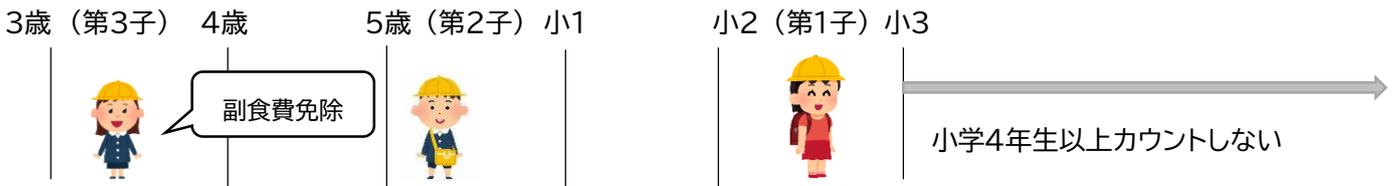
① 多子軽減：「在籍証明書」が必要な場合があります。

・同一世帯から2人以上、幼稚園、保育園、認定こども園等に入園されている場合、在園時の2人目にあたる児童は保育料が半額(副食費は半額になりません)、3人目以降の児童は保育料が無料・副食費が無料になります。

【2・3号認定の場合】

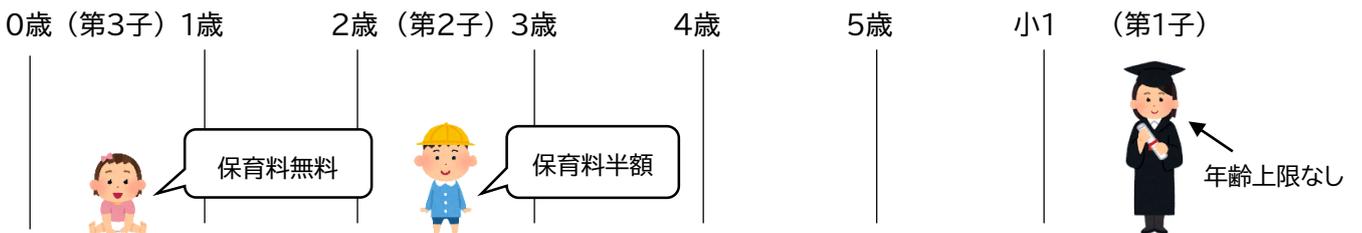


【1号認定の場合】



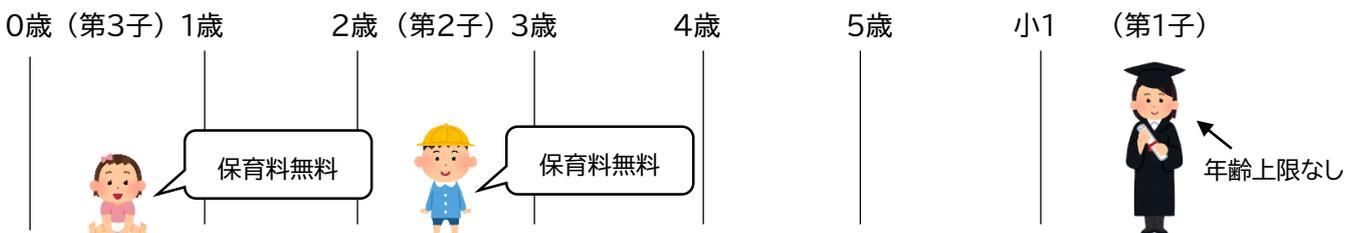
② 年齢上限撤廃の多子軽減

所得割合算額が 57,700 円未満で、生計を同一にするきょうだい等を監護されている場合、年齢に関わらず第1子から多子軽減のカウント対象になります。保育料については、第2子であれば半額、第3子であれば無料となり、副食費については3歳以上のすべてのお子さんが無料になります。



③ ひとり親世帯等の保育料の軽減：家庭状況に変更があった場合、ご連絡ください。

所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等で、生計を同一にするきょうだい等を監護されている場合、年齢にかかわらず第1子から多子軽減のカウント対象になります。保育料については、第1子が「◆保育料・副食費免除基準額表」の表にあてはめた額、第2子以降は無料となります。



(注)所得割額が 77,101 円以上の場合は、①と同様の取り扱いです。

④ ワンモアベビー支援：年度ごとに「ワンモアベビー支援申請書」の提出が必要です。

・支援対象となる方の保育料が無料、または副食費が免除になる松阪市独自の制度です。

(0～2 歳児クラスが保育料 0 円、3～5 歳児は副食費 0 円)

・市内の幼稚園、保育園、認定こども園・小規模保育事業施設を利用する児童のうち、支援対象年度の4月1日時点で 18 歳未満(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の兄弟が2人以上いる児童(第3子以降)が対象です。

